

## 事業

## 那須塩原市企業立地促進条例の制定について

## 1. 趣旨

現行の那須塩原市工場誘致条例を廃止し、時代のニーズに則した条例を新たに制定する。企業の活性化を促して雇用機会を創出（拡大）し、併せて定住人口の増加を図る。

## 2. 目的

本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、市民の雇用機会の拡大及び本市の産業の振興に寄与することを目的とする。

## 3. 内容

対象業種を製造業から他の業種に広げ、各奨励金の内容を拡充し、新規企業の進出を促進するとともに、既存企業に対しても成長を後押しできるものとする。

## 4. 対象業種

（現行）：物品の研究、開発、製造、加工又は修理の目的に使用する施設

（新規）：日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる産業（大分類が公務及び分類不能の産業を除く。）のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、公序良俗に反すると認められるもの及び産業廃棄物処理業に属するものを除く。

## 5. 奨励金の内容

## (1) 企業立地促進奨励金：固定資産税相当額の奨励金

## ①交付要件

（新規の場合）

ア. 家屋及び償却資産の評価額の総額 1億円以上  
新規雇用従業員20人以上

イ. 家屋及び償却資産の評価額の総額 1億円以上  
新規雇用従業員5人以上20人未満

（増設・移転の場合）

ウ. 家屋及び償却資産の評価額の総額 1億円以上  
新規雇用従業員10人以上

エ. 家屋及び償却資産の評価額の総額 1億円以上  
新規雇用従業員5人以上10人未満

## ②奨励金の額

固定資産税相当額（土地・家屋・償却資産）

## ③限度額

限度額なし

## ④交付期間

3年間（①イ・エ）もしくは5年間（①ア・ウ）

(2) 賃貸借型企業立地奨励金：サテライトオフィス、小規模のオフィス等の進出に対する奨励金（賃借料補助）

①交付要件

立地に伴う新規雇用従業員5人以上

②奨励金の額

月額賃借料の2分の1

③限度額

1月当たり10万円

④交付期間

2年間

(3) 雇用促進奨励金：雇用者（人数）に対する奨励金

①交付要件

(1)もしくは(2)の企業立地に伴い新規雇用従業員を雇用したとき

②奨励金の額

1人につき10万円

③限度額

1,000万円

④交付期間

1回限り

(4) 用地取得奨励金：用地取得価格に対する奨励金

①交付要件：(1)企業立地促進奨励金交付対象者がアもしくはイに該当したとき  
(※新規・増設・移転いずれも対象とする。)

ア. 面積1ha以上、1億円以上の土地を取得し、5年以内に操業を開始

イ. 面積5,000㎡以上、5,000万円以上の土地を取得し、5年以内に操業を開始

②奨励金の額

用地取得費用の10%

③限度額

ア. 1億円

イ. 5千万円

④交付期間

1回限り

6. 企業立地促進条例制定に伴い新たに制定する条例等

- ・工場誘致条例施行規則（廃止）→企業立地促進条例施行規則（制定）
- ・工場誘致審議会規則（廃止）→企業立地審議会条例（制定）

7. 適用時期

平成29年4月1日から施行する。

「那須塩原市工場誘致条例」(現行)

交付要件	内 容
<p>◇対象工場(業種等) 物品の研究、開発、製造、加工 又は修理の目的に使用する施設</p> <p>◇奨励の基準(条件)</p> <p>①新 設：投資1億円超かつ 従業員20人以上</p> <p>②集 団 化：投資5千万円超かつ 企業数3社以上</p> <p>③市内移転：投資1億円超かつ 敷地10,000㎡超</p>	<p>1. 奨励金</p> <p>(1)新設企業 固定資産税相当額 3年間 限度額3,000万円/年</p> <p>(2)集団化企業、市内移転企業 固定資産税相当額の2/3以内 3年間 限度額3,000万円/年</p> <p>2. 補助金</p> <p>(1)雨水排水池整備補助金 1㎡当たり5,000円 限度額500万円</p>

「那須塩原市企業立地促進条例」(制定案)

(1) 企業立地促進奨励金：固定資産税相当額の奨励金	
① 交付要件	内 容
<p>(新規の場合)</p> <p>ア. 固定資産評価額(家屋・償却資産)の 総額が1億円以上 新規雇用従業員20人以上のとき。</p> <p>イ. 固定資産評価額(家屋・償却資産)の 総額が1億円以上 新規雇用従業員5人以上20人未満のとき。</p> <p>(増設・移転の場合)</p> <p>ウ. 固定資産評価額(家屋・償却資産)の 総額が1億円以上 新規雇用従業員10人以上のとき。</p> <p>エ. 固定資産評価額(家屋・償却資産)の 総額が1億円以上 新規雇用従業員5人以上10人未満のとき。</p>	<p>②奨励金の額 土地・家屋・償却資産の固定資産税に 相当する額</p> <p>③限度額 <u>※限度額なし</u></p> <p>④交付期間 3年間(①イ・エ) 5年間(①ア・ウ)</p>

(2) 賃貸借型企業立地促進奨励金：サテライトオフィス、小規模のオフィス等の進出に対する奨励金（賃借料補助）	
① 交付要件	内 容
賃貸借型企業の立地に伴う新規雇用従業員5人以上のとき。	②奨励金の額 賃貸オフィス等の月額賃借料に2分の1を乗じて得た額。 ③限度額：1月当りの10万円 ④交付期間：2年間
(3) 雇用促進奨励金：雇用者（人数）に対する奨励金	
① 交付要件	内 容
(1)もしくは(2)の企業立地に伴い新規雇用従業員を雇用したとき。	②奨励金の額：1人につき10万円 ③限度額：1,000万円 ④交付期間：1回限り
(4) 用地取得奨励金：用地取得価格に対する奨励金	
① 交付要件	内 容
ア. 面積1ha以上、1億円以上の土地を取得 イ. 面積5,000㎡以上、5,000万円以上の土地を取得 ※取得後5年以内に操業。	②奨励金の額：用地取得費用の10% ③限度額 ア. <u>1億円</u> イ. <u>5,000万円</u> ④交付期間：1回限り